

はじまります！ 確定申告

と き 2月18日(月)～3月17日(月)
ところ 役場3階 大会議室

～税金の申告の時期がやってきます。申告の用意をしておきましょう。～



■農業所得がある方

農業所得の計算方法は、すべて収支計算（農業収入－必要経費＝農業所得）になっています。営農口座取引集計表・領収書などにより、収入と経費をまとめ、事前に収支内訳書の作成をお願いします。

■医療費控除を受ける方

平成19年中に支払った医療費の領収書を集め、合計額を計算しておいてください。

主な税制改正のお知らせ

・地震保険料控除が創設されました。（損害保険料控除は廃止されました。）

経過措置として、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等の保険料などは、従前の損害保険料控除が適用されます。

●還付申告をされる方

・サラリーマンや年金収入だけの方でも

「住宅ローンなどを利用して、マイホームを新築・購入・増改築したとき」

「多額の医療費を支払った場合」

「年の中途で退職し、再就職していない場合」など

確定申告すると源泉徴収された所得税が還付されることがあります。確定申告期間は2月18日からですが、このような還付申告は1月から税務署で受け付けています。早めに申告すれば還付も早くなります。

問い合わせ先

財務課

☎73-1413

未成年者には買わせない!!

2008年5月1日からたばこ自動販売機では、「taspo(タスポ)」が必要になります。

未成年者のたばこ購入防止の更なる一環として、来年5月から、成人のみに発行されるICカード「taspo(タスポ)」がないと自動販売機ではたばこが買えなくなります。

「taspo(タスポ)」は申込みをされる方が成人であることをしっかりと確認・審査した上で発行され、たばこ購入の際、自販機にタッチさせることで成人認識を行います。

【taspo(タスポ)の申込み】

- 2月1日から申込みが開始されます。
- 「taspo(タスポ)」申込書は、1月下旬頃たばこ販売店に置かれます。
また、taspoホームページで入手できます。
- 申込みには、顔写真と免許証等の本人確認書類の写しが必要です。
- 発行手数料や年会費は無料です。



問い合わせ先

社団法人 日本たばこ協会 taspo運営センター

☎0120-222-180

taspoホームページ <http://www.taspo.jp>